

インターネット上の個人情報の削除請求権

鈴木 麻佑

インターネットやスマートフォン等のデバイスの発展および普及に伴い、人格権を侵害する情報の削除や、検索エンジンの検索結果の削除の請求される事例が目立つようになってきている。また、2014年5月13日には、EU司法裁判所が「忘れられる権利」を認め、検索大手 Google に検索結果のリンクの削除を命じ、話題となった。

本研究は、以上のような問題状況を受け、国内外の動向を比較検討し、インターネット上に掲載された個人情報に関する削除請求権が、いかなる場合にどのような根拠・要件に基づき認められるべきかについて考察することを目的としている。調査方法は文献調査である。具体的には、国内での個人情報の削除を巡る訴訟、および上記 EU の判決について比較・検討すると共に、EU 一般データ保護規則提案、米国カリフォルニア州の消しゴム法、日本の個人情報保護制度の関連規定を取り上げた。

検討の結果、法制度、各裁判例の両面で、インターネット上の個人情報の削除請求を認める、あるいは削除請求の範囲を拡大する傾向が強まっている現状が明らかとなった。この認識をもとに、削除義務を負うべき主体、オリジナル情報の違法性の要否、時の経過の評価、削除の範囲、削除基準及び運用の適正性を検討し、次の結論に達した。

は、Google と他の事業者、という比較で検討した。Google の提供する検索エンジンは、もはや一企業の範疇を超えてインターネットで情報を入手するに欠かせないライフラインと化しており、オリジナルの情報よりも検索結果を削除させる方が迅速かつ効果的であると考えた。他の検索エンジンについては、削除の効果が明らかではないため、事例の蓄積が必要である。

は、名誉棄損、プライバシー侵害等、情報の公開自体に違法性が認められる場合はもちろん、当時は公共の利益のために公表された情報であり、その公開について違法性はなかったとしても、個人の前科のように、時間の経過と共にプライバシー性を帯びた情報がインターネット上に公表されている場合は、権利侵害が改めて生じたものとして、削除請求は認められるべきであると考えられる。

は、個別事例において、情報の機微性との相関関係で評価される。

について、削除が認められるのは、あくまで問題の情報が過剰、不適切等の場合に限られるべきであり、また、問題の氏名に基づく検索結果を削除する等、削除の範囲は慎重に捉えるべきである。

は、検索エンジン事業者において、削除の是非を判断する基準の公表や、その判断の妥当性を第三者に審査させる等の適正性を担保する対応が求められる。

(指導教員 石井夏生利)